

浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱の主な改正内容について

令和5年4月1日に施行する「浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱」（以下「市要綱」という。）の主な改正内容は以下のとおりです。詳細は、別資料の「浜松市における認可外保育施設の制度の概要（令和5年4月1日施行）」や市要綱をあわせてご確認ください。

1. 浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準の再構成

令和4年度から市独自に届出制を導入した「顧客児童限定保育施設」について、施設の実態を踏まえ、新たな浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）の別紙5、別紙6を設ける。

設備運営基準の種類	令和4年度			令和5年度		
	① 法届出対象施設	② 顧客児童限定保育施設	③ 届出対象外施設	① 法届出対象施設	② 顧客児童限定保育施設	③ 届出対象外施設
別紙1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上	○	○	○	○	/	○
別紙2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下	○	○	○	○		○
別紙3 ベビーシッターで、複数の保育に従事する者を雇用している	○	○	○	○	○	○
別紙4 ベビーシッターで、複数の保育に従事する者を雇用していない	○	○	○	○	○	○
別紙5 1日に保育する乳幼児の数が6人以上 ※今回制定	/	/	/	/	○	/
別紙6 1日に保育する乳幼児の数が5人以下 ※今回制定					○	

※別紙5、別紙6は、基本的に別紙1、別紙2、別紙3を準用し作成。

2. 市要綱本文や設備運営基準等の主な改正内容

(1) 国の法令・通知の改正等に伴うもの

項目		今回の市要綱改正 で適用となるもの			
		市 要 綱 本 文	別 紙 1 ・ 2	別 紙 3 ・ 4	別 紙 5 ・ 6
①	要件追加 ※R4.12.7 厚生労働省・内閣府通知 <b>●不適切な保育に関する対応</b> ⇒以下の内容を市要綱本文や設備運営基準に追加 a：不適切な保育があった際の市への報告	a	○	○	○
	b：不適切な保育に関する施設職員の研修等の受講	b		○	○
②	新規追加 ※R5.1.31 厚生労働省通知（国基準に関するもの） <b>●業務継続計画の策定</b> ⇒業務継続計画の策定を設備運営基準に追加（努力義務）			○	○
③	新規追加 ※R5.1.31 厚生労働省通知（国基準に関するもの） <b>●安全計画の策定</b> ⇒施設の設備等の安全点検や、園外活動等を含む認可外保育施設での活動、取組等における職員や児童に対する安全確保のための指導、職員への各種訓練や研修等の児童の安全確保に関する取組についての年間スケジュール（安全計画）の策定を設備運営基準に追加			○	○
④	要件追加 ※R3.11.29 内閣府・文部科学省・厚生労働省通知 <b>●危機管理（不審者侵入時の対応）の徹底</b> ⇒不審者侵入時の対応として、職員間の共通理解を図ること、設備の点検・確認、不審者情報に関する地域との情報共有の体制づくりを設備運営基準に追加			○	○
⑤	新規追加 ※R3.8.25 厚生労働省・文部科学省・内閣府通知、R4.9.6 厚生労働省・文部科学省・内閣府通知（再周知） <b>●安全管理の徹底</b> ⇒以下の内容を設備運営基準に追加 a：出欠状況の確認、園外活動時の人数確認 b：児童の送迎を目的とした自動車運行時の事故防止 1 運転手以外が同乗する体制を作ることが望ましい 2 乗降時の座席・人数の確認を行い職員間で共有する	a		○	○
		b 1		○	○
		b 2		○	○

項目	今回の市要綱改正 で適用となるもの			
	市 要 綱 本 文	別 紙 1 ・ 2	別 紙 3 ・ 4	別 紙 5 ・ 6
⑥ <b>新規追加</b> ※R4.4.11 厚生労働省・内閣府通知 <b>●園外活動時等の児童の見落とし等の発生防止</b> ⇒児童の見落としに関し、ヒヤリ・ハットを含めた要因分析を設備運営基準に追加		○	○	○
⑦ <b>新規追加</b> ※R5.1.31 厚生労働省通知（国基準に関するもの） <b>●児童の移動のための自動車運行に関する児童の所在確認の実施</b> ⇒施設外での活動、取組等のための移動等の自動車運行時における児童の所在確認を設備運営基準に追加 ※送迎を目的とした自動車の安全装置の装備については、令和5年度末までは経過措置期間であるため、令和6年度から指導事項に追加予定。ただし、安全装置の装備がなされるまでの間についても代替措置を講ずること。なお、ベビーシッターについては装備不要。		○	○	○
⑧ <b>新規追加</b> ※児童福祉法改正（第59条第7項・第9項の追加）、R4.9.14 厚生労働省通知（国基準に関するもの） <b>●事業停止命令等の自治体間の情報提供</b> ⇒事業停止命令や施設閉鎖命令を行った際の他自治体への情報提供を市要綱本文に追加 ※事業停止命令等を行った際の公表については既に市要綱本文に規定済み	○			

(注) 国基準とは、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年雇児発第177号）の別添及び「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年雇児発第0121002号）の別表をいう。

(2) 市独自のもの

項目	今回の市要綱改正で 適用となるもの			
	市 要 綱 本 文	別 紙 1 ・ 2	別 紙 3 ・ 4	別 紙 5 ・ 6
① <b>新規追加</b> ● <b>食事（給食、おやつ等）に異物混入が生じた場合の報告</b> ⇒給食に異物混入があった場合に市への報告を市要綱本文や設備運営基準に追加 ※児童の保護者が調理した給食である場合を除く	○	○	○	○
② <b>新規追加</b> ● <b>顧客児童限定保育施設における「1日に保育する乳幼児の数」の定義の設定</b> ⇒顧客児童限定保育施設として一度に保育する最大の人数とすることを市要綱本文に追加	○			
③ <b>要件追加</b> ● <b>事故の記録や事故発生時の要因分析についてヒヤリ・ハットを含めて行うことの明記</b> ⇒事故の記録や事故発生時の要因分析についてヒヤリ・ハットを含めて行うことを設備運営基準に追加 ※再発防止のための職員間での情報共有（ヒヤリ・ハットを含む）の実施について [考え方] に追加		○	○	○

(3) その他のもの

項目	今回の市要綱改正で 適用となるもの			
	市 要 綱 本 文	別 紙 1 ・ 2	別 紙 3 ・ 4	別 紙 5 ・ 6
① 設備運営基準の項目中の「※」印の意味の明確化（留意点であるのか等）		○	○	○
② 様式の見直し（設備運営基準の改正に伴うもの 等）				